

カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー

このベーシックポリシーは、「企業倫理規範・行動指針」の精神を基礎とし、特にカルテル及び贈収賄の防止を確固たるものとするムラタの経営姿勢をより明確化するために制定するものです。

私たち、村田製作所、そのグループ会社、役員、及び従業員は、このベーシックポリシーを遵守することが強く求められ、その違反に対しては、社内規則及び関連法規に則り、懲戒処分の対象となります。

◆カルテル防止のためのベーシックポリシー

1. 私たちは、自由な市場と公正な事業活動を実現するという競争法・独占禁止法の目的を理解し、その定めを遵守します。
2. 私たちは、競争関係にある全ての企業（「競争会社」と言います）との間で、公正かつ独立の関係を維持し、自由競争を阻害する価格協定などの行為を一切しません。
3. 私たちは、価格、コスト、利益、市場シェア、生産能力、販売条件、サプライチェーン、販売地域、顧客、その他の競争に影響を与える可能性のある事項（まとめて「センシティブ事項」と言います）について、競争会社との間でいかなる合意もしません。
4. 私たちは、いかなる場合でも、センシティブ事項に関する情報を、直接又は間接であるかを問わず、競争会社に提供せず、これを競争会社から受領しません。
5. 私たちは、競争会社のセンシティブ事項に関する情報を、意図せず入手してしまった場合には、情報の入手先を明確にしたうえで、これを直ちに下記の主管部門に報告し、その指示に従います。
6. 私たちは、必要不可欠な場合を除き、競争会社との接触を行いません。
7. 私たちは、やむを得ず、競争会社との接触を行う場合は、その接触に先立ち、各所属会社・各部門に適用される手続に従って、事前承認を得ます。
8. 私たちは、競争会社との会合や組織体（業界団体を含む）について、その目的が競争法・独占禁止法の禁じる市場の独占又は自由競争の阻害にあたるものではないかを厳しく問い、適法性に疑問のある会合や組織体については、これが公式であるか非公式であるかを問わず、直ちに脱会します。
9. 私たちは、たとえ競争会社との適法な会合や組織体であっても、その参加に先立ち所属長の了解を得るとともに、競争法・独占禁止法遵守の意思を他の参加者に明確に伝え、これを守ります。
10. 私たちは、カルテル行為、その他本ベーシックポリシーに違反する、もしくはそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに各社の内部通報窓口、又は下記主管部門に報告します。

◆贈収賄防止に関するベーシックポリシー

1. 私たちは、公正な市場を守り、営業上の不正な利益の取得を防止するために、すべての贈収賄防止に関する国際的な法令、規範、規則を遵守します。
2. 私たちは、各国の公務員等及び取引のある全ての事業者の役員及び従業員との間で、健全かつ明朗な関係を維持します。
3. 私たちは、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される場合を除いて、下記の行為をしません。
 - ①相手先の官民を問わず、事業上の便宜の獲得又は維持を目的として、直接又は間接であるか、あるいは会社の経費又はポケットマネーであるかを問わず、たとえ少額であっても、接待・贈答、金銭その他の利益と機会の優遇などの便宜（まとめて「便益」と言います）を供与し、又はその申し込み、もしくは約束すること
 - ②相手先の官民を問わず、事業上の便宜の提供を対価として、直接又は間接であるかを問わず、取引のある全ての組織から、便益を受領し、又はその申し込み、もしくは約束を受けること
4. 私たちは、ファシリテーション・ペイメント（通関・ビザなどの日常的な行政サービスの手続き円滑化又は迅速化のため要求される、公務員等に対する法令に基づかない少額の金銭支払い）を行いません。
5. 私たちは、すべての取引、便益の提供について、正確かつ適切な会計帳簿又は財務記録を記録し、保持します。
6. 私たちは、ムラタグループの事業及び業務に関わるサプライヤー、請負業者、販売業者、エージェンツ、コンサルタント等の全てのビジネスパートナーに対しても、本ベーシックポリシーに準じて、内外の法令、規範、規則を遵守し、維持することを求め、新たにビジネスパートナーを起用する場合は、事前に対応状況を確認します。
7. 私たちは、あらゆる政治、行政又は取引先と健全かつ正常な関係を保ち、寄付や献金又は協賛を行う際は、その必要性や妥当性を十分に考慮した上で、関連法令及び社内規則に従い、不適切な便益の提供に当たらないように適切に実施します。
8. 私たちは、本ベーシックポリシーに関する社会動向の把握に努め、役員及び従業員に対し、必要な研修等を実施し、贈収賄防止に関する法令や社内規定の浸透に努めます。
9. 私たちは、本ベーシックポリシーを遵守するために、管理の仕組みを構築し、遵守状況を把握し、良好な状態を維持するように努めます。
10. 私たちは、贈収賄行為、その他本ベーシックポリシーに違反する、もしくはそのおそれのある事実気づいたときは、速やかに各社の内部通報窓口、又は下記主管部門に報告します。

◆問い合わせ先

競争法違反、カルテル	各会社を管轄する法務部門
贈収賄/接待・贈答	各会社を管轄する総務部門

以上